

無線局免許の新規取得ならびに廃止について

(案)

平成28年4月1日の広域機関システム運用開始に伴い、当機関と一般電気事業者各社とを結ぶ情報連携用マイクロ無線回線の伝送路ルートが変更となる。このため、電波法に基づき無線局免許申請書ならびに廃止届を提出することとしたい。なお、新ルートとなる区間は設備提供会社である一般電気事業者各社ならびに電源開発株式会社が既に無線設備を所有しており、今回の申請は書類審査のみの手続きとなる。

1. 免許申請書・廃止届提出時期
2月上旬（新規：88局、廃止：27局）
2. 申請先
総務省各地方総合通信局
3. 免許取得及び廃止予定日
平成28年4月1日
4. 免許取得に要する費用
2,244（千円）
※1局あたり25,500円

以上

【添付資料】

別紙1：無線局免許申請書

別紙2：無線局廃止届